

令和 8 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 4 月 ） 議 事 録

四 條 畷 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和8年4月22日（水）10時00分から15時20分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二
委 員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

教 育 次 長	開 康成	こども未来部長	坂田 慶一
兼 学 校 教 育 部 長			
学 校 教 育 部 次 長	神本 かおり	こども未来部次長	川中 亜希子
兼 青 少 年 育 成 課 長			
学 校 教 育 部 副 参 事	浅倉 裕次	こども未来部副参事	岡本 典子
兼 教 育 総 務 課 長		兼 こども政策課長	
教 育 総 務 課 長 代 理	荒堀 涼	子 育 て 総 合 支 援	田中 健吾
青 少 年 育 成 課 長 代 理	安田 直由	セ ン タ ー 施 設 長	
		地 域 協 働 部 長	西尾 佳岐
学 校 教 育 課 長	胡 健太	地 域 協 働 部 次 長	杉本 一也
		兼文化・スポーツ課長	
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	谷口 直人	兼 公 民 館 長	
教 育 支 援 セ ン タ ー 長 兼	金子 摂	文 化 財 課 長	實盛 良彦
学 校 教 育 課 指 導 担 当 課 長		図 書 館 長	田中 学

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 花田 僚助

5 付議案件

議案 第14号	いじめ重大事態に関するとりまとめについて
議案 第15号	令和8年度四條畷市立小中学校への指導・助言事項について
報告 第5号	四條畷市青少年指導員の委嘱について
報告 第6号	学校運営協議会委員の任命について
報告 第7号	こども家庭センター機能の設置について
報告 第8号	四條畷市こども計画の策定について

報告 第 9 号	学校再編後の一定年数経過における検証について
報告 第 1 0 号	四條畷市子どもの習い事応援事業について
報告 第 1 1 号	いじめ重大事態について
その他	令和 8 年度における施策及び事業について
その他	令和 8 年度における計画の策定・改訂について
その他	市立くすのき小学校の境界確認業務の経過報告について
その他	四條畷小学校及び四條畷中学校整備に係る耐力度調査業務の結果について
その他	令和 8 年度全国学力学習状況の情報の実施について

木村教育長	只今から4月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。
木村教育長	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は尾崎委員にお願いします。 議題に入る前に、議案第14号 いじめ重大事態に関するとりまとめについて及び報告第11号 いじめ重大事態については個人情報保護の観点から四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思います。また、審議につきましては、議事進行の都合上、その他案件の後にしたいと考えておりますが、委員の皆さま、異議はございますか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	異議がないようですので、両案件については秘密会といたします。 議事に入ります。 議案第15号 令和8年度四條畷市立小中学校への指導・助言事項についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	議案第15号 令和8年度四條畷市立小中学校への指導・助言事項について、ご説明申し上げます。 教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年度市立小中学校への指導・助言事項を策定することについて議決を求めるものでございます。 提案理由としましては、令和8年2月に大阪府教育委員会から市町村教育委員会に対し、令和8年度市町村教育委員会に対する指導、助言事項が示されたことを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき令和8年度市立小中学校への指導・助言事項を策定すべく、本案を提案するものです。 別紙「令和8年度四條畷市立小中学校への指導・助言事項(案)」をご確認ください。教育振興基本計画における「6つの基本方針」に基づき整理いたしました内容について、順に要点をご説明申し上げます。 3ページ 基本方針1 主体的に考え行動する「生きる力」を育む教育の推進に基づき、学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの推進、探究活動の充実、学習用端末の活用、第4次四條畷市子ども読書活動推進計

(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)	画(令和6年3月)に基づく事項、不登校への取組、教育フォーラム、教育フェスについて整理しました。 次に、10ページ 基本方針2 個を認め、寄り添い、活かす教育の推進に基づき、人権、キャリア教育、いじめや問題行動、虐待対応、安全、体力づくり、部活動について、整理しました。 20ページ 基本方針3 地域の教育コミュニティづくりの支援に基づき、体験活動、環境教育、多職種連携、学校運営協議会、放課後子ども教室、親学習について、整理しました。 24ページ 基本方針4 豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援について、地域との連携した学び、郷土教育について、整理しました。 25ページ 基本方針5 学びを支える教育環境の整備に基づき、学校安全計画、防災、安全教育について、整理しました。 26ページ 基本方針6 学びを支える教育体制の整備に基づき、働き方改革、教職員の育成、研修、学校運営、不祥事、体罰、ハラスメントの防止、について、整理しました。ご議決賜りましたら、本指導助言事項を学校に周知するとともに、令和8年度の取組を推進してまいります。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	1つは、このようなものを市の教育委員会レベルで策定していただくのは、四條畷市にとって初めてのことだと思いますし、画期的な取組に対して敬意を表します。 ただ、非常に多岐にわたっておりまして、大変な作業であったかと思いますが、1つは表記上の問題がございます。それから、視点が市教育委員会の視点として入っており、学校に対する指導、助言事項ではないような部分もあったかと思いますが、その点については、あらかじめ訂正をいただきました。 その上で、いくつか意見を申し上げさせていただきたいと思います。 まず、3ページでございますが、(3)の取組項目の中に、小中連携一貫教育の推進を入れていただき、ありがとうございました。 この部分については、これにも関連しますが、特に現在、文科省などでも架け橋プログラム事業等についての、学校段階間の接続は、取組を強化しているところがございますので、幼稚園、保育園、子ども園等との小学校1年生との連携ということで、年間指導計画の中にスタートカリキュラムというような要素をぜひ入れていただきたいと思います。これは何年間にもわたって私の方から要望を申し上げてきたところがございますので、この点については、文章化が無理であれば、実際の指導の中で、各学校への指導を強めていただければと思います。 それから、(4)にある指導と評価の一体化について、1つめとして、形成

(尾崎委員)	的評価と総括的評価を区別して、より適切な評価になるようにという、この点は高く評価をいたしますが、いわゆる主態と呼ばれております主体的に学習に取り組む態度を評価する場合ですが、こういった忘れ物や挙手の回数等で評価することとも言われていますが、他にも具体的に指摘があるところです。 その上で、自己調整力と粘り強さの観点から限定して評価するように指導、助言なされている点ですが、これについては現行、様々な課題が提示されている段階でございますので、ここの表現は、緩やかな表現にさせていただくというようなことをお考えいただければと思いますので、意見としてご検討いただきたいと思います。 項目を戻りますが、1つめのカリキュラム・マネジメントの充実について、探求的な活動、環境的な学習に焦点化されているというのはまさにそのとおりですが、カリキュラム・マネジメント全体についての、特に3つの側面の指摘といいますか、そういうものが大切ではないかと思っておりますので、ご検討ください。 次に、4ページにあります(3)言語能力の育成でございます。 取組項目(3)2つめの点ですが、「小学校5年生、中学校2年生においては市統一記述式問題に取り組み」という部分ですが、これだけでは十分ではないのではないかと思います。 特に、学力調査問題の記述式の内容を、自校の子どもたちの記述式問題の回答内容を検討するとしていただいたらと思います。 これを実際にしていただいている学校もあると聞いておりますが、そうでない学校もあると認識しております。 これについては、学びのプランの中で、全国の正答率との比ということで、相対的なものになっていますが、記述式問題は、相対的なものだけではなく、絶対的にどうなるかと、明確に申し上げれば日本全体としてこの記述式問題は非常に悪いという課題がありますので、基礎調査でも指摘されております。ですので、そのような観点から取り組むことが非常に望まれるのではないかと思います。 そして、全国の正答率の比較の問題で申しますと、特に令和7年度の国語科の記述問題については、従来にない高い指標の数字を四條畷市は示しており、いいことではありますが、この問題をつぶさに見ますと、感想を書いていればその内容の是非についてはあまり評価しないというようなもので、それが正答とみなされているというものがございます。こういうことは精査をしていきませんかとわかりません。 子どもたちのどこに課題があるのかは、十分に各学校で検討いただくということには、このやり方っていうのをぜひ入れていただきたいと思います。 来年度からすべての教科でC B T化されますが、学校が工夫すれば幾らでもできることだと思いますので、こういった文言を挿入いただけるよう、ぜひお願いをしたいと思います。
---------------	--

(尾崎委員)	最後に２０ページでございます。 ２０ページに（１）探究的な学習の充実という項目がございます。 これは全くそのとおりと思いますが、ただ、あえて、現状の流れ、あるいは文科省が現在指摘をしておりますようなことについて、触れていただければと思います。それは何かと申しますと、昨年１１月に２０２０、２０２４年の学力テストの調査の経年変化を発表いたしました、明らかに学力が低下しているという結果が出てしまいました。 それについて、一部には学力低下の原因が探求的な学習にあると指摘もあります。私は四條畷市ではそのようなことはないと考えていますが、同時に、中央教育審議会の現在進んでいるところに関わる諮問文とか、教育課程のワーキンググループにおいても、質の高い探求を実現しましょうと謳われていますので、ぜひこれについては触れていただきたいと思います。 かつて、総合について、活動あって学びなしというようなことを言われましたが、そういったことと関わることかと思えます。 さらに探求のテーマについては、１つは探求の形態というかグループ、あるいは学校、学級、学年ということではなくて、それぞれの個人の、興味、関心を生かした探求であるとか、地域課題とか教科探求型行事探求型という多様なあり方がありますので、これも触れていただければ、実際に幅広く深い探求の学びができるのではないかと思います。こういったことについてぜひご検討の上、可能であれば追記をいただきたいと思います。
山本教育長職務代理者	大阪府の市町村教育委員会への指導、助言意向を本市の小中学校の指導要領という形で落とし込んでいただいて、非常に大変な作業だったと思います。ありがとうございます。 そのなかで、始めに金子教育支援センター長が言われたように、本市の教育振興基本計画の基本方針が６つありますけれども、その６つのなかに全ての事柄を落とし込んでいただけたと思っております。社会教育に関する部分だけは、少し除外されたと思います。 大阪府との比較のもとで、まず基本方針１、主体的に考え行動する生きる力を育む教育の推進というところに、１から６までの項目を入れていただきましたが、これは大阪府の考えでは、確かな学力の定着と学びの深化という項目の部分でしたので、少し本市の基本方針と異なる項目が入っていると思います。 同じく基本方針２にも個を認め、寄り添い、活かす教育の推進と書かれています、この部分について、大阪府では豊かな心と健やかな体の育成という形になっていますので、異なる項目が入っていると思います。 本市の基本方針１の施策の中には、確かな学力の育成と豊かな心の醸成、健やかな体の育成ということで、学びのプランであるとか、あるいは読書活動推進計画であるとか、食育推進計画であるとか、そういった分野別計画が

(山本教育長職務代理者)

入り、基本方針2には識字基本計画であるとか、不登校の支援であるとか、あるいはユニバーサルデザイン、あるいはICT関係というのが基本方針2に入っているかと思います。

他の基本方針3～6にも、大阪府とは一部異なる部分が入っていますが、特に大きくめだちますが、基本方針1の5及び6と基本方針2の12及び13の2つずつの項目に違和感があります。5、6を基本方針2に、12、13を基本方針1に入れていただければ、ある程度すっきりするかと考えております。

それからもう1点、社会教育の推進の部分については、大阪府の該当部分から本市の場合は削除されましたが、実はPTA活動であるとか、あるいは識字日本語学習活動への支援であるとか、あるいは文化財の活用の問題であるとか、生涯教育の観点、そういう部分については、大阪府の指針では、社会教育の推進等の中に入っています。本市にとっては大きな課題ですので、大阪府の指針事項から削除された部分についても、本市の指針事項の中には入れるべきではないかと考えております。

あとは細かい内容で何点かありますが、先ほど言いましたように、本市の様々な基本計画があります。まなびのプランでありますとか、あるいは情報化の推進計画でありますとか、あるいは令和8年2月に策定しました教育情報のセキュリティ対策基準があります。そういう部分については、本市独自の様々な基準なり計画ですので、それを各学校現場で推進していただく視点が必要と考えております。

そういう意味で言いますと、4ページの情報活用能力の育成に、「大阪府情報活用能力ステップアップシート」並びに「四條畷市情報活用スキルカリキュラム」と書かれていますが、大阪府の情報活用能力ステップアップシートは9年間を見通した情報教育の推進について書かれています。

同じように本市では、教育の情報化推進計画は、令和3年11月に策定しましたので、この部分についてあまり、書くべきではなかったと考えました。一人ひとりの学力を伸ばすということで、本市は学びのプランでありますとかあるいは授業スタンダード、あるいは学校づくりスタンダードに取り組み、学力の向上に取り組んできましたので、その部分の記述がこの2に記載の学力向上の取組の充実の中で触れるべきではないかと考えております。

次に、9ページの(9)になりますが、「四條畷市にほんご教室」という表現があります。この「四條畷市にほんご教室」という表現をするのであれば、識字基本計画のことについても、触れた方がいいのではないかと思います。

佃委員

お2人の委員が種々述べておられますが、大阪府からの指導助言事項を本市の教育振興基本計画に照らし合わせてわかりやすく、さらに簡潔に記載していただき、感謝いたします。ありがとうございました。その上で、少し確認させていただきたいことがあります。

(佃委員)	まず、3ページ丸括弧4の「国旗・国歌の指導」になります。 私も卒業式等出席させていただいて、少し感じたことがあるのですが、コロナ禍以降、国歌を演奏だけ聞くという、歌わなくてもいいという時期があったかと思います。その後、やはり国歌を斉唱する力といいですか、あまり歌わなくてもいいのではないかという、子どもたちの雰囲気を感じるがありました。しかし、小学校においてはしっかりと歌えるように指導するというあたりで、四條畷市の現状がどのようになっているのかを教えてくださいませんか。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	国旗、国歌の指導におきましては、令和7年度において、各小学校に実施状況の調査をしております。 その中において、全ての学年で、学習指導要領に基づいた指導がなされていること、声量などにまだまだ課題はあるかと思いますが、全ての学年において国歌の意味であるとか、またメロディー含めて、適切に指導されていると認識しております。
佃委員	それを受けて中学校でもしっかりと歌えるように引き続きご指導お願いしたいと思います。 続きまして、先ほど委員がおっしゃっていましたように、大阪府の指導助言事項に基づいて記載されているものを本市に当てはめると、若干表現など、気になる点がありましたので、その観点で何点か申し上げます。 7ページ(5)支援学校のセンター的機能の活用のところの一番最後に、地域支援ネットワークのさらなる充実を図るということで、どちらかという市教委が中心になるのではと思いましたが、そういった辺りの表現をお考えいただけたらと思います。 2点め、15ページの取組重点にある一番最後の行、「確証がなくても速やかに子ども家庭センター」とございます。これは大阪府の子ども家庭センターのことですので、今後のことも考えまして、大阪府と入れていただいた方がいいのではないかと思います。 続きまして、27ページ(8)の右の下ですが、おそらく民間企業等の経験者等の登用は、各学校単位では難しいことで、市教委の仕事ですので、登用という文言を、活用とか活かすとかの文言に変えていただくなど、お考えいただけたらと思います。 最後に、32ページです。取組についてのところで、「指導が不適切である」教員への対応内の的確な状況把握ですが、校長に対する適切な指導助言は、市教委が校長に対するという点ですが、学校としては市教委と連携し、もしくは市教委の指示を仰ぎながらというようなニュアンスを入れた方がいいのではないかと思います。大阪府には手続きについて記載されていますが、本市のは少しわかりにくかったため、数点の改善について、ご配慮をお願い

(佃委員) 山本教育長職務代理者	したいと思います。 只今、佃委員がおっしゃった３２ページの２６「指導が不適切である」教員への対応の同じ箇所になりますが、校外研修の実施と書かれています。こちらについては、実施ではなく、参加ですので、実施主体は市教委になるので、参加と変えていただけたらと思いました。 続きまして、あと数点気になるところがありますので申し上げます。 ８ページになります。上の取組重点には、通級による指導における自立活動と書かれておりますが、取組項目には、不登校は書かれていますが、通級指導が全く書かれていませんので、その部分が少し不安になりました。通級指導に関する取組項目が必要ではないかと思います。本市においても、支援学級を抱えることは、各学校も大きな課題になっていますので、通級指導の項目を入れていただければと思いました。 尾崎委員の指摘箇所と重複しますが、１３ページ９の項目で、大阪府にあります不登校の部分の不登校を削り、ヤングケアラーやいじめ等としましたが、取組項目の不登校の部分があります。確かに、この項目に不登校という言葉が入っていれば、必要だと思いますが、同じ文章が８ページの取組のところにそのままありますので、この取組という点の不登校の項目は不要ではと考えます。 次に、３１ページ「２４ 体罰・セクハラ防止の取組」について、取組項目の（１）体罰防止の取組と書かれていますが、実は体罰の部分は、学校教育法第１１条に記載されており、体罰は非常に重大、重要な事項にあたり、教職員が児童生徒に体罰することは、児童生徒の人権侵害に当たる行為だとして、抑えるべきだと考えています。体罰は児童生徒に対する人権を侵害する行為であるという、はっきり定義づけされており、そういう視点を書いていただいた方がいいのではないかと考えます。法律で禁止されているからというだけではなく、教職員の人権意識の問題だという視点が要るのではないかと思います。 同じく３２ページ「２５ 職場におけるハラスメントの防止」の取組重点のところになりますが、記述内容は非常によく理解できますが、そうすると取組項目を記載するべきではないかと考えます。取組項目の中身としては、未然防止、あるいは校内窓口の設置、あるいは周知、そういうところをきちんと各学校で取り組んでいただくための取組項目を挙げるべきではないかと思いました。 次に、先ほど申し述べたところになりますが、２２ページから２３ページになります。教育コミュニティづくりの推進、あるいは家庭教育支援の充実について、項目として合うかどうかわかりませんが、ここにＰＴＡ活動のあり方についての項目を追加できないでしょうか。他に入れる部分がありませんので、「１６ 教育コミュニティづくりの推進」もしくは「１７ 家庭教育
--------------------------------	---

(山本教育長職務 代理者)	支援の充実」との辺りにP T A活動のあり方についての取組、あるいは項目、または重点の中で触れるということが必要ではないかと感じました。 最後に、24ページに「基本方針4 豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援」とあります。ここでは、郷土学習の充実について記載されていますが、生涯学習については、基本方針の中に挙がっているだけで、記載がありません。生涯学習については非常に大事であり、社会教育関係の市長部局移管もあり、小中学校とは直接関係しないということもあるかもしれませんが、生涯学習をしていくためには、小学校中学校からある程度の知識をつけていく必要があるのではないかと思います。そのために、生涯学習の視点から取組項目、例えば文化財の活用であるとか、現在、歴史民俗資料館を小学生が使用したりということがありますので、そういう活用であるとか、あるいは読書習慣の定着を小中学校でめざすとか、そのような取組項目を入れていただいた方が、生涯学習に対する支援が出てくるのではないかと思います。
佐々木委員	保護者という立場で、日々子どもたちが過ごす学校の背景にはこういった方針がしっかりあるのだと思うと、1つ安心したというものがあります。 保護者ですので、日々子どもたちと我が子たちと過ごす学校に行くなかで、8ページ「6 一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導、支援の充実(6) 早期から切れめのない支援体制の構築」について、実際に窓口へ問い合わせをした時に、とても親切に対応いただいて、安心した記憶があります。 しっかりとこう書かれているんだなっていうことと、窓口の職員さんの対応がすごくリンクしていて、学校に行かせるときにとっても安心だなという体感がありました。「2 学力向上の取組の充実」や「3 確かな学力を育む読書活動の充実」の部分は、保護者として受け取るところがすごく難しいと、これを拝見して思いました。 日々、言われていることは分かるし、学校からの案内も分かるけれど、肌感覚としては、ここがいいなというのは子ども一人ひとりの個性にもよりますので、保護者としてどの程度のことを学力として、誰ひとり取り残さない状況とは、どの位置なのかというのがすごく難しいです。 難しいとなったときに、点数で測るしかないのかと、何点ならいいとか、平均点に到達していたら、この誰ひとり残さないところにいるのかとかを保護者が理解する部分をどこかに記載されているのか、どう受け取ったらいいいのかを保護者がこれを読むわけではないということは重々承知の上ですが、保護者は書かれていることを体感として、四條畷市のこの教育が良いなというところと乖離があるのではないかなと読んで感じました。 3の部分においては、確かにそうではあるけれども、保護者から聞こえてくる声とか、子どもから聞こえる声とか、子どもが感じていること、困っていること、保護者が感じていること、困っていることと、ここに書かれてい

(佐々木委員)	ることの乖離、こうであればもちろんいいけれども、例えば1つ例に出すと、学校で行われている読み聞かせの時間は子どもは印象的で、家に帰って話していますと、夏休みの読書感想文の本はすごく苦痛で、何と言うのか耐えるものみたいに長年なっています。それは何かこういうところでこそ、楽しい取組とかあるのではないか、でもここには書かれているけど現場は違うぞみたいところが、保護者としてこの方針を読んでいて感じているところなので、保護者としての受け取り方であったり、ここにこう書いているのはこういうことなのだよという見方が1つヒントとしてあればいいと思いました。 理想は書かれているけど、実情として現場は少し違うのではないのかということを感じたというのが感想と、もしどこかにそういった表記があれば知りたいと思います。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	佐々木委員からのご指摘、ご質問について、お答えいたします。 改めて様々な立場からこの指導助言事項を見た際に、確かに十分に表現できていない部分があるのではないかと感じているところでございます。 特に、読書活動学力向上について、保護者の立場からご発言いただいたことで、なかなか数値化すべきことではない評価の部分が方法にしてあるのかなと思う中で、昨年度、教育委員の皆様と一緒に実施させていただいた教育フォーラムの中において、非認知能力をどう読み取っていくかというところ、また子どもたちに庭山先生のご指導のもと、どう関わっていくかを具体化、具現化していくことをどう個々に表現するかで、保護者の方にもまた安心していただけるような指導助言事項になるのかなと、ご意見をいただいて振り返りをしているところでございます。また、ご意見につきましては、文言等を検討させていただけたらと思っております。
山本教育長職務代理者	1点言い忘れました部分があります。 30ページ「不祥事の防止」について、飲酒運転、あるいは自家用車通勤の問題、兼職の問題が書かれていますが、昨今問題になっていますSNS等の電子関係についてはあまり記述がありません。上の取組重点には書かれているのですが、ぜひここに先ほど言いました教育情報セキュリティ対策基準を策定されましたので、金子教育支援センター長の相当な尽力でできた部分ですので、これについて、職員の懲戒に関する条例に基づき厳しい処分をするという書き方だけではなく、これを遵守してほしいというメッセージをぜひ書いていただきたいと思います。 種々、申し上げてまいりましたが、すでに今年度が始まっており、小中学校への指導助言をしなければならない時期になっていますので、できる限り汲んでいただいて、次年度以降に反映するということでも結構と思いますので、よろしくお願いします。

尾崎委員	質問になります。 ５ページ「(6) 計画に基づく指導等の充実」の２つめに「図書委員（文化委員）の活動を児童会、生徒会活動等に位置付けること。」となっていますが、本来、児童会活動、生徒会活動の中に図書委員は入っていると思われるのですが、位置づいていないのかどうか１つめ。２つめは、その下に「小学校においては、学級文庫や学年文庫などの設置に努めること。」と記載していますが、予算を伴いますので、これについてはどのような方針であるのか、この２つを質問します。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	尾崎委員からのご質問にお答え申し上げます。 １点め、「図書委員（文化委員）の活動を児童会、生徒会活動等に位置付けること。」との記載について、現時点で児童会、生徒会に図書委員及び文化委員は位置付いているものでございます。とても重要であることから現在位置付いているものの、改めて指導・助言事項に記載している意図でございます。 ２点め、「小学校においては、学級文庫や学年文庫などの設置に努めること。」については、予算のご質問をいただいたと認識しております。予算につきましては、学校の配当予算の中で充足を図っているところでございます。
尾崎委員	では意見として、図書委員のことについては削除すべきだと思います。すでに位置付いているのに、位置付け続けることと書いてあると、この指導助言事項が軽く学校現場から捉えられると思います。 それから２つめの学級文庫や学年文庫ということになると、これはいわゆる地方交付税措置されている第６次学校図書館図書整備等５か年計画の中の予算からとなるため、トータルの学校の図書の数は変わらないのに、各学級に文庫設置制度というのは、現実問題として難しいと思います。 いろんな工夫をしてもらうようなことを案に含めていただきたいと思います。工夫の仕方はいろいろあると思います。公共図書館から定期的に借りてきて、それを巡回するなど、様々な方法があると思います。必ず予算が伴いますので、学校で実現しようとするのであれば、そう簡単ではないので、その点の配慮をお願いします。
木村教育長	様々、委員の皆様からご意見いただきましたので、私の方からも１つだけ、２０ページに先ほども委員の方からご指摘ありましたように、「社会とつながる学習活動の推進」ということで、探究的な学習につきましては、探究学習をしていたら学力が下がるといったような、何かおかしい話が、ただ過去当たり前のように聞こえてくるのは少し悔しいなと思っているところです。一人ひとりがその社会課題の解決をめざしたり、先ほどもありましたように、グループや学年なりで、個人探求を大切にしていきたいと思っています。 そこにつきまして、こちらの方で充実ということを変えていただきますと

(木村教育長)	書いているし、ワーキングの方のことにつきましても書いているので、しっかりと力を入れていきたいと思っております。 併せて、先ほど委員からもありました学力向上のことに関しましては、まなびのプランについては、確かに触れるべきだと考えております。 ただ、先ほど委員からのご指摘ありましたとおり、もうすでに年度が始まっており、学校に対する指導につきましてはすでに始まっているという観点から、この件は、一旦、今までの委員皆様の意見を受けまして、大阪府の指導、助言から市に合わせて作らせていただいているのですが、内容につきましては少し文言であったりとか、この内容を付け加えて欲しいというご意見も伺っておりますので、一旦、私の方で預からせていただきまして、加筆修正をしたうえで、指導、助言に当たっていくということによろしいでしょうか。 では、議案第15号 令和8年度四條畷市立小中学校指導・助言についてにつきましては、一部字句修正や加筆を行った上で、修正内容については私、教育長に一任ということで預からせていただき、修正した改正案を可決し、学校で指導助言に当たっていくということによろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	議案第15号 令和8年度四條畷市立小中学校指導・助言については、一部修正の上、可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 報告第5号 四條畷市青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。
神本学校教育部次長 兼青少年育成課長	報告第5号 四條畷市青少年指導員の委嘱についてご説明申し上げます。 令和8年3月31日付をもって、四條畷市青少年指導員の任期が満了したことに伴い、四條畷市青少年指導員に関する要綱第7条に基づき、地区会長または自治会長からの推薦により委員を委嘱いたしましたので、報告させていただきます。委嘱者は別紙のとおり56名となっており、氏名の前に二重丸を付している方については、委員の変更により、新たに委嘱する方でございます。 なお、任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっております。報告は以上です。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)

木村教育長	それでは、次に移ります。 報告第 6 号 学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
神本学校教育部長兼青少年育成課長	令和 8 年 3 月 3 1 日をもって、各中学校区における学校運営協議会委員の任期が満了したことに伴い、四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、委員を任命しましたので、報告させていただきます。 詳細は、別紙の委員名簿のとおり、任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日でございます。なお、四條畷中学校区については、現在 1 名決まっております。決まり次第、教育委員会定例会にて報告いたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)
木村教育長	それでは、次に移ります。 報告第 7 号 こども家庭センター機能の設置についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
田中子育て総合支援センター施設長	令和 4 年 6 月に児童福祉法等が改正され、市町村は、母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。本日は、本市における検討の状況を報告させていただきます。 まず、ご報告の前に、今回ご報告する「こども家庭センター」と、大阪府が設置している「子ども家庭センター」についてご説明させていただきます。これらは、名称は同じですが、全く異なる機関です。 大阪府の「子ども家庭センター」は、児童福祉法でいう「児童相談所」で、児童虐待の案件の中でも重度で対応困難な案件を取り扱うことが多く、24 時間対応で、子どもの一時保護の権限等もある大阪府の機関です。 一方、国では、今回の法改正で、新たな機関として「こども家庭センター」という名称を規定し、市町村において設置に努めることとしました。 それでは、本市の「こども家庭センター」について、ご報告させていただきます。 本市では、国が示す母子保健、児童福祉だけでなく教育支援分野も拠点の 1 つとして位置づけていることから、「こども家庭センター」機能の設置に際しても、これら 3 分野を基盤としたより一体的な支援の強化をめざし、令和 6 年 1 2 月に関係部署の職員で構成する検討会を立ち上げ、令和 9 年 4 月のこども家庭センター（仮称）機能の設置に向けた検討を進めているところで

(田中子育て総合
支援センター施設
長)

す。

まず、市町村に設置の今回のこども家庭センターについて、背景として、子育てに困難を抱える世帯の顕在化、虐待が深刻化する例がある中で、全国的な死亡事例の中でも約7割が0歳、約8割が3歳未満となっており、その要因として、妊娠中～出産後未就学の世帯に多く関わる母子保健の機関と、児童年齢全般幅広く関わる主な虐待対応部門である児童福祉の機関がそれぞれ異なる部署になっているため、それぞれの機関がうまくつながることができず、連携に支障が生じている場合があると国が分析しています。それを改善するために、母子保健と児童福祉の2つの機関を一体的な機関として運用し、連携しやすく、支援漏れがないようにしてこうというのが今回の法改正の背景です。その一体的な同一の機関の名称を法律上「こども家庭センター」と呼ぶ、というものです。

本市の場合、母子保健の機関が保健センター、児童福祉の機関が子育て総合支援センターになります。国は、この保健センターと子育て総合支援センターの2分野を中心とする連携強化を想定していますが、本市は、教育部門の連携も重要視してきた過去からの支援体制の経緯を踏まえ、教育支援センターも含む3課の連携によって「こども家庭センター」としての機能を果たす方向で進めています。

本市の今までの支援体制については、令和元年7月に「ネウボラなわて」を設置しています。母子保健の機関である保健センター、児童福祉の機関である子育て総合支援センターの2つの課で構成しており、様々な事業を通して2課の連携を強化し、妊娠期から小学校就学前までの親子の切れめのない支援を実施してきました。

さらに、令和5年11月には子育て総合支援センターと教育支援センターの2課の連携を強化するため「こども家庭総合支援拠点」を設置しました。「ネウボラなわて」の設置によって、母子保健と児童福祉の連携を強化してきたなか、就学後のこどもの支援体制もより強化しようというものです。定期的な学校訪問等を開始し、支援が必要な世帯をより能動的にキャッチできるよう、児童福祉と教育部門の連携を強化し、さらに切れめのない支援を実施してきました。

今回、「ネウボラなわて」、「こども家庭総合支援拠点」をさらに一体化するようなイメージで、それぞれの構成課である保健センター、子育て総合支援センター、教育支援センターの3課で、こども家庭センターとしての機能を果たしていくという形で、令和9年4月に設置予定としています。イメージは資料左下側の図のとおりです。

また、資料右下に記載のとおり、先に説明した過去の経緯からも教育部門も含んで連携を強化してきたことから、本市では国の想定以上の教育支援分野も含む形での連携強化を想定しています。

組織機構としては、今までどおり、3つの課とその相談窓口はそれぞれ継

(田中子育て総合支援センター施設長)	続しつつ、この3つの部署が今まで以上に連携を深めてまいります。 具体的にはそれぞれの分野で支援が必要な家庭に対して、必要に応じて合同で支援プランの作成、定期的な各課での協議、各種業務の合同での実施等を通して支援が必要な世帯を今まで以上に、さらに漏らさないようにしていければと考えています。 なお、本市の「こども家庭センター」機能の名称については、市民のみなさんにどの相談窓口からでも適切な支援につながるイメージが周知できるよう、例えば、「ネウボラなわて」といったような愛称をつける予定としています。今年度後半になると思います、設置時期等が確定しましたら、またこの場で改めて報告させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。報告は以上となります。
佃委員	今日、まさに朝のニュースで児童虐待について報道がされていまして、大阪府は昨年度1万5千件通告があったということを聞きました。 そのような中で、妊娠期から、より細かい支援を充実させるためにセンターを作ってくださいという事は、大変素晴らしいと思いますし、時代に合ったものだ、大変期待しております。 確認になりますが、これまでどおり児童虐待等が疑われる場合は、速やかに大阪府の「子ども家庭センター」に担当部署から通告する流れになりますでしょうか。
田中子育て総合支援センター施設長	おっしゃっていただいた通り、大阪府の児童相談所との関係性が特に変わるものではございませんので、虐待が疑われる事案等ありましたら子育て総合支援センターに通告いただく場合もあれば、大阪府の子ども家庭センターの、いわゆるよく報道等がなされている虐待対応ダイヤル「189」にお電話いただくこともできますので、どちらかにご連絡いただく形というのは今までと一緒だと考えております。
佃委員	ありがとうございます。四條畷から虐待等で命を落とすような、乳幼児と子どもたちがいなくなることを祈って、このセンター機能が充実することを祈るばかりです。どうぞよろしくお願いいたします。
木村教育長	それでは、次に移ります。 報告第8号 四條畷市こども計画の策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
岡本こども未来部副参事兼こども政策課長	資料に沿って、四條畷市こども計画の策定について、ご説明させていただきます。 まず、令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、同日にこども基本

(岡本 こども未来部副参事兼 こども政策課長)	法が施行されました。 自治体こども計画は、こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、子どもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものとされています。 こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現をめざしており、それぞれの自治体が、こども大綱を勘案した自治体こども計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につながることを期待されています。こども基本法第10条において、市町村はこども大綱や都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。こどもまんなか社会とは、枠に示す社会のことです。 こども大綱は、これまで別々に作成、推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。 そこで、四條畷市では、子ども施策を総合的に推進するため、こども大綱や大阪府の子ども計画を踏まえ、市長部局で所管する第3期子ども・子育て支援事業計画及び教育部局で所管する第2期子ども・若者育成支援行動計画を包含した、一体的な計画として、令和8年度に四條畷市こども計画を策定いたします。既存計画の計画期間を鑑み、四條畷市こども計画の計画期間は令和9年度から11年度までの3年間とします。 裏面の計画位置付けイメージ図をご覧ください。少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を包含したこども大綱を踏まえ、四條畷市こども計画を策定します。 四條畷市こども計画は、次世代育成支援対策市町村行動計画、子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画を包含する計画です。現在、第3期子ども・子育て支援事業計画を次世代育成支援対策市町村行動計画、子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画にも位置付けています。 また、子ども・若者計画として、第2期子ども・若者育成支援行動計画を青少年育成課において策定されています。 今後、教育部局と連携しながら、計画の策定を進め、計画の進捗状況について教育委員会定例会にて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。
佃委員	裏面の図ですが、「子供」という表記がひらがなや漢字1つであったりといういろいろありますが、厚労省的に決められているまたは決まってないということはありませんでしょうか。
岡本 こども未来部副参事兼 こども政策課長	法令で定められているものに基づいておりまして、まずその当時の大綱名であったり、計画名の「子供」が漢字であったり、こども大綱の時点ではひらがなの形になっておりましたので、その辺りの表記がバラバラになっては

(岡本 こども未来部副参事兼 こども政策課長)	いますが、市としましては、法令等に則った形で、子どものところの名称をひらがなや漢字にするという形で使っていきたいと考えております。 今回の資料の「こども計画」につきましては、ひらがなの「こども」という形の計画になっております。
木村教育長	それでは、次に移ります。 報告第9号 学校再編後の一定年数経過における検証についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
浅倉 学校教育部副参事兼教育総務課長	報告第9号 学校再編後、一定年数が経過したことを踏まえた検証について、ご説明申し上げます。 本内容につきましては、令和7年3月の教育委員会定例会にてご報告した内容と重複いたしますため、本日は要点を絞ってご説明いたします。 まず、お配りしております資料の3ページから5ページをご覧ください。 令和7年5月1日現在における本市の学校配置及び規模をお示ししております。西部地域では、5つの小学校のうち南小学校が学級数7の小規模校となっており、その他の学校は標準規模である12学級以上となっております。また、中学校区内に各小学校区が含まれており、従来見られた校区のねじれは解消されております。 また、5ページにお示ししております東部地域では、田原小学校および田原中学校の状況を整理しており、田原中学校が学級数8の小規模校となっております。なお、同右側には小中学校全体の児童生徒数および学級数を一覧でまとめております。 次に、6ページ以降では具体的な検証内容を整理しております。 7ページでは、平成30年11月に策定された学校再編整備計画から一定期間が経過した現在、教育委員会および各学校における取組を踏まえ、6つの観点から検証を実施しております。その結果をもとに、市内小中学校の今後のあり方について複数の選択肢を整理いたしました。 また、8ページには昨年6月から本年3月までの検証の流れを示しております。6月に検証方法の検討を行い、7月から11月にかけて先進事例の視察やアンケート調査、これまでの取組の確認などを実施いたしました。その後、11月から1月にかけて検証結果の整理および分析を行い、1月から3月にかけて中長期的な視点で学校のあり方に関する選択肢の洗い出しを行っております。 続いて、6つの観点についてご説明いたします。 1点めは、国および大阪府の教育に関する動向についてです。 9ページでは、令和5年に策定された教育振興基本計画を踏まえ、ICT環境の整備、教員不足への対応、いじめや不登校への対策など、変化する教育環境への対応の必要性を整理しております。10ページでは、これまでの

(浅倉学校教育部
副参事兼教育総務
課長)

学習指導要領の改訂や次期学習指導要領において、多様な児童生徒に質の高い学びを提供することが求められていることを確認しています。

さらに、11ページでは教員の働き方改革、12ページから13ページでは不登校への対応や支援策について整理しております。

2点めは、先進事例の研究です。14ページ以降では、小中一貫校や義務教育学校、小規模特認校、学びの多様化学校などの視察結果をまとめております。これらの学校では、柔軟な教育課程、少人数指導、心理的支援の充実などの取組が行われていることを確認いたしました。

3点めは、学校再編のプロセスです。21ページではアンケート結果をもとに再編時の対応を検証しておりますが、詳細は49ページ以降の参考資料に掲載していますため、説明は省略いたします。

4点めは、再編以降の環境変化です。23ページでは令和2年4月以降の教育環境の変化を整理し、24ページから26ページでは「令和の日本型学校教育」の方向性として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現の重要性を確認しております。ICTの活用などを通じ、多様なニーズに応じた教育と教員の負担軽減の両立が求められております。

5点めは、本市における児童生徒の動態です。27ページから31ページでは、全国および本市の児童生徒数の推移や少子化の影響を示し、特に四條畷南小学校および田原中学校において児童生徒数の減少となっております。

さらに、32ページから34ページでは、学校再編整備計画策定時の見込と実績の比較や、大阪府内の他市との比較を行っています。

6点めは、時代に応じたより良い教育環境の検討です。36ページから40ページでは、安心、安全な施設整備、個別最適な学びと協働的な学びを支える環境、災害時の避難機能や地域との共創空間など、今後必要となる機能を整理しております。

これらを踏まえ、41ページ以降では四條畷南小学校、田原小学校および田原中学校の今後のあり方について具体的な選択肢を整理しております。南小学校については17案、田原小学校および田原中学校についてはそれぞれ14案を設定し、メリット、デメリットを整理しております。

続きまして、令和7年3月の教育委員会定例会においていただいた主なご意見4点についてご報告いたします。

1つめは、「学校を取り巻く環境は大きく変化しており、時代に応じた教育環境の検討は容易ではない。今後の四條畷市の教育を考えるにあたり、自市だけでなく、他地域の先進事例も参考にしつつ、バランスよく議論することが重要である。そのため、近隣の新しい学校や義務教育学校、不登校対策などの具体的で参考となる事例について、今後の議論に資する資料の準備をお願いしたい。」とのご意見です。

2つめは、「将来の児童生徒数の見通しについて、現状では小学校は令和13年、中学校は令和19年までの推計となっているが、今後の学校のあり方

(浅倉学校教育部
副参事兼教育総務
課長)

を検討するためには、2050年頃までの中長期的な児童生徒数の総数推計を示してほしいとのご意見と、教育課題と整備機能の関係性の明確化について、不登校や支援を要する児童生徒の増加といった課題に対し、どのような教育環境や機能整備が解決につながるのかを、具体的に結び付けて示すことで、より分かりやすくなるのではないかと。例えば、多様化学校の設置や個別支援の在り方などについても、今後の議論に含める必要がある。」とのご意見です。

3つめは、「時代に応じたより良い教育環境について、保護者の立場から見ると、子どもの数だけニーズがあり、その実現は非常に難しいと感じる。特に「個別最適な学び」と「平等な学びの確保」を四條畷市としてどのように具体的実現していくのかが重要であり、保護者は自分の子どもを基準に考えるため、その具体的な体现方法を示すことが課題であると感じた。」とのご意見でした。

4つめは、「今後の方向性を検討するにあたり、令和6年2月の整備方針改訂で示された「改築中心から長寿命化への転換」という基本的な考え方を基盤として、現在の課題をどのように解決していくかが重要である。そのため、近隣の先進事例の視察内容を踏まえた検討も有効である。また、小中一貫校や義務教育学校といった新たな学校形態についても、この基本方針のもとで検討していく必要がある。校区再編については一定完了しているが、今後はさらに一步踏み込み、具体的な内容までは難しいとしても、考え方を整理し、今後の方針として分かりやすく示してほしい。」とのご意見です。

これらのご意見につきましては、今後の検証の中で引き続き整理してまいります。また、定例会以降には市長、副市長および各会派議員への説明を行い、様々なご意見をいただいております。その意見の一部を紹介させていただきます。

選択肢が多いため、さらに絞っていく必要がある。田原中学校の土砂災害リスクを踏まえ、小学校との統合による小中一貫校化や跡地のグラウンド活用が提案されている。また、コスト面ではローリングの実施やシルバー人材センター跡地の活用などが検討案として挙げられる一方、通学におけるバス運転手不足や西部、東部からの通学の困難さ、畷小におけるローリングの難しさなどの課題も指摘されている。意思決定の時期、工事期間や具体的なスケジュールの意見。また、コスト意識は重要としつつも、市長部局の関与によって費用面だけで方針が決定されることへの懸念や、関係者への丁寧な説明の必要性。さらに、旧四條畷東小学校等の今後のあり方や跡地、地域資源の活用、段階的な小中一貫校の導入の検討が求められている。特に四條畷南小学校については立地の良さを活かした活用や、特色ある教育による支援が必要な子どもへの対応が期待されている。加えて、小規模校は単に廃校とするのではなく、地域性や特色を踏まえて検討すべきとの意見がある。そのほか、教員配置が不十分の中での負担軽減や教職員の保護、防犯カメラの増設

(浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長)	など安全対策の強化も重要な課題として挙げられているなど意見がありました。 今後は、まちづくり等の観点も含め、市長部局と連携しながら総合的な検討を進め、全体の取りまとめを行ってまいります。教育委員の皆様には、進捗状況について適宜ご報告申し上げるとともに、内容をご説明のうえ、ご議論いただく予定です。以上で報告を終わります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
開教育次長兼学校教育部長	先の内容について、市長あて、資料を添えて説明を行い、市長より、令和８年度市政運営方針の中、まちづくりの観点も踏まえつつ、教育委員会と市長部局が連携し、学校を中心とした市の将来像について議論を深めるとの表明に基づき、市長部局での検証に移行するとの見解が示されました。 また、市政各分野横断的な議論が必要との認識をいただき、先般、教育長と私が参画する庁内会議において、組織体を設置と決定。 概要について、平成３０年策定の学校再編整備計画に記載の内容といたしまして、国道１６３号以南ＪＲ線以東地域に関し、さらに小規模校の解消をめざす。四條畷南小学校区を含めて、市長の合意のもと、市長部局とともににぎわいと活性化に繋がる個別様々な方策を検討。 以上に鑑み、よりよい学校教育を踏まえた小中学校の望ましいあり方を前提に、主な観点として、１将来を見通したまちづくり、２道路交通などの都市機能、３児童生徒を含む人口動態、４持続可能な財政運営の４点を軸に置きつつ、１幼児教育からの系統性、２生涯学習との連携、３地域コミュニティとの調和、４田原活性化策との整合の４点、延べ８点から検証に取り組む予定といたしました。 なお、事務局を総合政策部及び学校教育部と定めた上、本会議の所掌は先に申し上げた検証に加え、将来を見据えた学校配置、複数案の抽出を行い、進め方は教育委員会事務局より、８点を所管する部の次長級職員によるデータ分析と将来予想材料に相互重ね合わせながら順に取りまとめを実施。 また、スケジュールは教育長任期である令和１０年９月を期限に置き、本会議の結論づけは、今年度上半期前後をめざす旨、提案をいたしております。 これら詳細は午後の総合教育会議の場で市長部局より報告いただけると伺っています。 教育委員会といたしましては、教育委員間で中間報告をもとに検討を深めつつ、教育委員、事務局間で、市長部局の検討経過を適宜共有しながら、最良の配置案を選定できればと考えております。以上でございます。
尾崎委員	質問ですが、おわかりであれば教えていただきたいのですが、議員への説明のなかでいただいたご意見に、段階的な小中一貫校というような文言がございました。これはどういう意図でおっしゃっておられましたか。

浅倉学校教育部副 参事兼教育総務課 長	最終的な明確にというわけではなく、今求められている小規模校も含めて、将来に向けて、どの段階というのはいわかりませんが、一定、小中一貫校をしていく、そういうことをめざすというところを研究しながらというご意見かと思っています。具体的にこうだということではなくて、やっていくという考えだと思っています。
尾崎委員	ということは、小中一貫教育を念頭に置きながら、いずれ一貫校的なものもというような、そういったことの将来になっている。そんなイメージをお持ちではないかと推測されるということですね。
浅倉学校教育部副 参事兼教育総務課 長	そのとおりで、実際、今回でいきますと、先ほど説明申し上げましたとおり、四條畷南小学校という部分と、田原中学校という部分、それが大きく課題ではないかというところのご意見の中で、老朽化が進んでいくと、人口、今回の生徒数であって、学級数が減っていくというなかで、どのように考えていくかと、議員さん方々もやはり難しいと。以前に再編を一定行っている中で、どのようにしていくかというのはこれから市長部局を含めていろいろ検証をしていくなかで様々なご意見をいただけていると思っています。必ずしも議員個々に、こうしないといけないというところでのご意見をもらっているというわけではなくて、今回の説明の中でいろんなところの気づきを頂戴したとご理解いただければと思います。
山本教育長職務代理 者	教育次長の説明のなかで、将来を見通したまちづくり、８点ほど観点も言われましたが、その一番初めに、将来を見通したまちづくり、そういうことを言われたと思いますが、今既に個別再編計画が、個別施設の計画が進んでいまして、それはほぼ確定されていると思います。それで少し思い起こしますと、以前の、平成３０年の整備計画を作る前の計画、要するに四條畷南中学校に四條畷小学校を移して、四條畷小学校の跡地に、これはオープンになっていませんが、市民総合センターに市役所等々を持ってきて、１７０号の拡幅工事をして、それで市民総合センターの後に市の各施設を移してという、そういうまちづくりのなかで、四條畷南中学校の跡地についての学校建設ということが問題だったと。それで議会も賛同し、諸手続にかかりましたが、東京オリンピックによる資材高騰の影響、さらに値段を上げるなどの検討を行いました、成立せず、そういう流れのなかで、四條畷南中学校に活断層があるということが判明し、四條畷南中学校に学校をつくるのは、断念したという経緯があるかと思っています。その時は、明確なまちづくりという視点の中で学校と位置付けられましたが、今すでにまちづくりが進行していくなかで、既存の学校の長寿命化が始まってくるという、四條畷小学校、四條畷中学校の長寿命化が始まっていくというのが今の現状かと思っています。ここで言われている将来を見通したまちづくりの観点と、学校という問題については、

(山本教育長職務代理者)	今、課長の言われた四條畷南小学校と田原中学校という考えになるということなのでしょう。それをもっと大きく、いわゆる6小2中と5小2中になるかと思いますが、その関係ということになるのかそのあたりはもしわかればお願いします。
開教育次長兼学校教育部長	職務代理がおっしゃった市長部局の方では、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において2050年までの施設の配置を一定まとめられています。 そのなか、一方では都市基盤、道路交通を含めた都市機能、それらを包含した都市計画マスタープランを今年来年、2年間かけて、昨年改訂の予定でございます。また立地適正化計画というのがございまして、それらについても、人口を集中するような区域を設定したり、様々な大きな方針を定められる過渡期にありまして、それらとの整合を図りつつ、学校の配置について検討していくということで考えております。また田原小中学校と四條畷南小学校のみで議論するかという話もありますが、検証のなかではその3点を抽出させていただきまして、一定の選択肢を設けていますが、まず、平成30年11月策定の学校再整備計画、これに基づいた検証のうえ、その3点、3校の議論に進むかと考えておりますが、その検証の結果において、その他について議論という可能性もあるので、これらは言及できない状況にございます。
佃委員	3点、3校についてというお話がありましたが、私たち教育委員としては、その施設整備再編の上に、四條畷市としてどういった教育をしていくことが求められるのか、または、一番四條畷市の子どもたちにとってよりよい公教育は何かということについて、突き詰めるお仕事をいただいているものですから、そのあり方を考える上で、四條畷市内にあるすべての小学校中学校のあり方を俯瞰的に見る中から問題点を見出し、今後の方向性を絶対に見ていかなければ、平等性であったりという点からも、いろいろな問題点が出てくるかなと思います。 ですので、根底には、小中一貫教育というものを、学校運営協議会のレベルで今地域で進めていただいている地域の願いに根差した中学校区をどう進めていくのかということが壊れないように、しかも長寿命化改修という建物をどう持っていったらいいかについての議論は、やはり小中一貫教育ということを経率的に進める。よりよい四條畷市の将来的な市民を育てる、そのための教育というところから出発しないと、私たちは議論に乗ることもできなくなりますし、ものすごく小さきを見て大きくを見ずと言うわけではないですが、話ができないような気がしますので、全体的な中学校区のあり方というものをしっかりと見つめた上で、四條畷南小学校はどうしたらいいのか、田原中学校をどうしたらいいのかという考え方を導き出せたらいいなという願いを持っています。

開教育次長兼学校教育部長	ありがとうございます。 この問題は、継続的に教育委員の皆様とも議論させていただいておりまして、教育的見地については第一にということではいただいております。なので、今回市長部局の方とともに、検証作業に入りつつ、望ましい学校の配置は複数案設けていくのですが、教育委員会といたしましては、佃委員がおっしゃった内容を先ずは考えつつ、一方では、その負荷もになる学校施設の状態等も鑑みつつ、意見を申し上げていきたいと考えております。また検証作業でこれが絶対ではなくて、この内容を踏まえて、教育委員の皆様はもとより、先ほども報告であった、CSであったり、教育委員会指導主事も参画しているプロジェクトチームであったり、あと学校現場等と議論を重ね、それらを情報交換しながら進めてまいりますので、その折につきましてはまたご議論、ご意見、ご提言などをいただければと考えております。
尾崎委員	先ほど教育次長の4点プラス4点の中の8項目のお話でしたが、最初の項目の3つめに、子どもを含む人口動態について、検討の項目材料として重要視するということでしたが、特に子どもの人口動態につきましては、学校施設整備方針のなかで、市の示した人口は子どもの人口というのは増えるだろうと。ただ、人口問題研究所では、減るという正反対の将来の予測ですから非常に難しいので、両論が併記されていて、しかし同時にここに選択肢のなかにあるのは、四條畷南小学校につきましても、将来の年少人口増に備えということで、市の予測するような人口動態についての予測をもとに、こういったことも考えられますと示していただいています。ですので、これは大切な項目・視点にはなるかと思いますが、さらに2050年までということになると、どこまでより確かなものになるのかという、こういうのが非常に不安になります。どういったことを根拠にして2050年まで、まだ生まれてない子どもを、どうやって予測するのかというようなことが、非常に困難が含まれているように思いますので、そういった点には十分にご留意いただくとともに、私たちが申し上げているような教育的見地ということと考えていただくには、そういったことも考慮しなければなりません、何もそれに、大きく振り回されるというようなことがないようにしていただきたい。そういった点で、義務教育学校であるとか、小中一貫校であるとか、そういう教育的な学びのスタイルと、施設そのものがどのようにあるかということは、割と多様なんですね。この点についてはまた研究いただきたいと思います。必ずしも1つの施設一体型でないといけないということではないので、そういうことも勘案いただいて、それが私たちが望む教育が先にあって、施設ではそれによりふさわしいものとしてついていくんだというようなことも、考えに沿うものだと思います。ですから、人口動態について非常に難しいところがありますので、そういったことも含めて考えていただくと、教育的見地が十分に活かされるのではないかと考えます。よろしくお願いします。

開教育次長兼学校教育部長	今回、検証の１つとして、児童生徒を含む人口動態について、教育委員会事務局としてイメージを持っているのが、平成３０年に校区見直しを含めて学校再編を行いました。その際、市長合意のもと、人口増対策を進めていくということで、教育委員会と歩調を合わせて進めてきた経過があります。 今、令和８年、８年ぐらい経過しましたが、その間、どんな取組をして、その効果がどこにあらわれたかということを含めた検証を行いつつ、その人口動態を掴めたらなと考えています。従いまして、近未来、中長期的には効果のあるものにつきましてはおそらく充実強化、効果がないものは、縮小、削減、そんな形で進められて、その上で、もともと教育委員会の方からお願いしている教育的見地の観点、また学校施設の状況等を鑑みての判断になると我々は考えております。これについてはこれから教育委員会の方から申入れをさせてもらおうと思っています。
木村教育長	学校再編から一定の期間が経過したということで、ちょうど四條畷東小学校が廃校になってから、約６年が経ちます。四條畷小学校で、四條畷東小学校を経験した子たちが卒業したタイミングということで、今回この検証を始めているところです。 当時も、私も学校再編に関わっておりましたので、やはり当時の課題であったりとかで、様々、この間の検証の中で私は本当にちょっと感じたことにつきまして本当にこの間、学校再編をしたことによって、保護者であったり子どもたちであったりとか地域であったりとか、本当に学校再編とか校区をいじることであったり、本当に様々な痛みが伴ってきたんだなということを実際にこの保護者のアンケート子どもたちのアンケートからもちょっと読み取ったところです。 とはいえ、先ほどからもありましたように、市全体のことを考えながらも、教育委員会といたしましてはやはり教育的見地から、やはり子どもたちにとって、どのような環境がベストなのかということをしつかりとこだわって、市長部局でもしっかりと連携しながら、今後の将来像につきまして、相談をしていきたいと思っていますし、教育委員会としてもそこはぶれずに市長との対話を重ねていきたいと考えておりますので、またよろしくお願いします。
木村教育長	それでは次に移りたいと思います。 報告第１０号 四條畷市子どもの習い事応援事業についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
神本学校教育部次長兼青少年育成課長	報告第１０号 四條畷市子どもの習い事応援事業について、別紙のとおり四條畷市子どもの習い事応援事業実施要綱を定めましたので報告いたします。 本事業は、市の免除の認定を受けた中学生を対象に、その保護者へ学習塾

(神本学校教育部次長兼青少年育成課長)	や文化、芸術教室、スポーツなどの習い事に要する費用の一部を助成する事業でございます。概要としましては、ひとつき5千円を補助額として電子クーポンを対象者へ発行し、習い事の費用の一部を助成する事業となります。 別紙の要綱をご覧ください。要綱に沿って説明させていただきます。 第1条では、本事業の趣旨としまして、すべての子どもたちの夢が叶えられるよう応援する趣旨から、経済的な理由により習いごとを諦めることなく、就学援助の認定を受けた中学生の保護者を対象に、文化、芸術教室、スポーツ教室、学習教室等の習い事にかかる費用の一部を助成することとしています。 第2条では、実施主体は教育委員会、事業の一部を適切な事業運営が可能と認められる民間事業者に委託することができることを定めています。 第3条では、用語の定義、第4条では、助成の対象として、四條畷市就学援助費支給要綱に基づき、認定を受けた中学生の保護者と定めています。 次に第5条では、助成対象経費として習い事の入会金や月謝など教室へ支払う費用が対象であることを定めています。 第6条では、助成額、第7条から13条は使用に関しての具体を示し、第14条、15条は、習い事の教室として登録いただける事業者に関することを定めています。 15条の登録教室の要件等では、募集要項を定め、条件整備等を行ってまいります。以上、四條畷市子どもの習い事応援事業実施要項についての報告となります。
木村教育長	本件につきまして質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)
木村教育長	本件につきましては、今年度新たな事業ということですので、まだ政策過程にありますけれども、しっかりと子どもたちの夢が応援できるような、スタイルを構築していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 それではその他に移りますが、まず、令和8年度における施策及び事業について、事務局から説明をお願いします。
開教育次長兼学校教育部長	昨年度市長が策定された教育大綱、また大綱等と合わせて改訂をいたしました教育振興基本計画、これらを受け、令和8年度市政運営方針のなかで示された教育に関する施策事業について、その概要とめざすべきところを各課からご説明を申し上げます。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課	教育総務課でございます。 一番上の段をご覧いただきたいのですが、まず、私どもといたしましては、

長	四條畷小学校整備基本計画及び四條畷中学校整備基本計画の策定を今年度、行っていく予定でございます。 内容としましては、施設の老朽化や教育環境の変化の対応が課題となっていることから、整備方針に準拠し、長寿命化を基本とした整備方針を検討し、必要な情報整備や、関係者の意見聴取を行った上で基本計画を策定することとしております。 またB欄というところで見ていただきたいのですが、ねらいとしましては、めざすべき観点として、3点、安全性と耐久性の向上や快適で衛生的な学習環境の確保を果たすための方向性の整理、2点めとして、機能の向上や設備水準の適正化の考え方をまとめ、長期的な安定した利用が可能な整備を実現。最後に、3点めですが、今後の基本設計実施設計へ円滑に移行するための基礎資料と、この基本計画が、最終的な基本設計や実施設計に繋がっていくものだというところをしっかりと進めていきたいと思っております。
神本学校教育部次長兼青少年育成課長	続きまして青少年育成課から2点ございます。 まず1点めが、先ほど説明させていただきました子どもの習い事応援事業です。概要としましては、就学援助の認定を受けた中学生の保護者を対象に、文化や芸術スポーツ教室学習塾等習い事にかかる費用の一部を助成する事業です。事業のねらいとしましては、経済的な理由により習い事を諦めることなく、子どもたちの夢や挑戦に繋がるよう側面から支援してまいります。 2点めの企業とつくる特別教室及び教育フェスの開催につきましては、まずは企業とつくる特別教室は市内小中学生を対象に、学校外での学びや体験の場として、民間企業の講義やワークショップなど、企業の仕事に触れる機会を提供します。教育フェスは、保護者、教員等を対象とした教育の専門家による講演会や、親子で参加できる企業と連携したワークショップを開催する予定です。ねらいとしましては、いずれも民間企業と連携した様々な体験機会を創出し、すべての子どもの夢と挑戦を応援する教育を推進してまいります。
胡学校教育課長	学校教育課からは、部活動の地域展開を進めてまいります。全国的にも少子化が進み、部活動が減少しております。また教員の働き方改革といった社会的な変化を踏まえ、学校部活動の地域展開が全国的に進められている中、こういった事業はそういったなかでも将来にわたって子どもたちがスポーツ文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保、充実することを主体としております。以前から取り組んでいる部活動指導員の派遣は引き続き実施し、令和8年度は文部科学省の部活動の地域展開地域クラブ活動推進事業を活用し、5種目で部活動の地域展開を導入してまいります。
金子教育支援セン	教育支援センターから2点ご説明申し上げます。

ター長兼学校教育課指導担当課長	1点め、教育情報セキュリティ機能強化業務委託でございます。こちらは児童生徒及び教職員の学習系端末の環境をGoogleWorkspace for Education Plusへバージョンアップし、セキュリティ対策を高度化するものでございます。事業のねらいとしましては、管理者、いわゆる教育委員会事務局が利用状況をまとめて確認でき、必要に応じた設定、調整によりセキュリティの高度化を実現させます。併せまして、ストレージ容量拡張による教材動画の配信、また授業録画等も可能になることからセキュリティを強化しつつ、利活用を進めていきたいと考えております。 2点め、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー配置事業についてご説明いたします。スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーを教育委員会事務局に常駐し、不登校の未然防止と家庭への早期支援の充実を図ってまいります。全国的に増加する不登校児童生徒への早期支援として、本市におきましては全小学校6校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる統括支援を充実させることで、不登校児童生徒への早期支援の充実と減少をめざしてまいります。
谷口学校給食センター所長	学校給食センターからは、小中学校給食費無償化事業でございます。 概要につきましては、今年度から国が進める小学校給食費無償化に合わせて、第2子以降無償化及び物価高騰対策に充当していた財源を中学校給食費に充てることで、小中学校の給食費を無償化するものでございます。ねらいとしましては、近年の物価高騰による保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもたちが栄養バランスのとれた食事をとることができる平等な教育環境の提供です。また、給食費無償化に伴い、重度のアレルギー疾患等により喫食できない児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を給付する経済的支援策を現在検討している最中でございます。
杉本地域協働部次長兼文化・スポーツ課長兼公民館長	スポーツフェスティバルについてご説明いたします。本事業では、全世代を対象としたスポーツ体験イベントの開催と、プロスポーツ選手を招いた講演会等の実施を計画しております。事業のねらいといたしましては、多様なスポーツに触れる機会を創出し、市民の皆様がスポーツを生活の一部として楽しむ文化を育むこととなります。最終的にはこうしたイベントを契機として市民の皆様が主体的にスポーツ活動に取り組み、日々の生きがいがづくりや健康増進へとつなげていけるよう、包括的に支援していくことを考えております。 続きまして市民文化祭についてご説明いたします。地域文化の向上や創作活動の普及促進に向けて、市民の文化芸術活動を発表する場として市民文化祭を開催します。この事業といたしましては、発表の場を提供することにとどまらず、多様な芸術活動に触れ、発表し合う環境を整えることで、市民の

(杉本地域協働部
次長兼文化・スポー
ツ課長兼公民館長)

實盛文化財課長

皆様に文化技術をより身近なものとして楽しんでもいただき、地域全体に文化を創造発信する機運を醸成することになります。市民の皆様の自主的な活動を後押しし、豊かな地域文化の向上に努めていければと考えております。

続きまして文化財課から5点ございます。

1点めが文化財保存活用地域計画の作成でございます。概要といたしましては、市内の文化財の保存と活用を目的に令和9年の文化庁の認定を目指してまいります。令和8年度は文化庁へ提出します案の作成までを予定しております。事業のねらいといたしましては、市内に存在する文化財を適切に保存活用することによりまして、シティプロモーションの推進やシビックプライドの醸成等に寄与するとしております。

2点めが史跡飯盛城跡整備事業でございます。概要といたしまして、石垣の測量から保存整備に向けた設計までを実施するとともに、指定史跡指定地内の現地内におきまして、来場者向けの誘導サインを設置してまいります。事業のねらいは史跡飯盛城跡の石垣を適切に保存し、未来へ伝えること。また、史跡内へ来場いただく来場者への対応ということで挙げております。

3点めが施設再編に伴う文化財調査でございます。概要は、現在実施中の市庁舎東別館附属棟の解体、この後に文化財の調査及び、それに伴います測量を実施してまいります。事業のねらいといたしましては、市内に存在しております文化財を適切に調査するとしております。

4点め、飯盛山登山経路便益施設の整備を挙げております。概要といたしましては、飯盛山登山経路にございます便益施設の整備に向けまして、設計業務を委託して実施してまいります。事業のねらいはハイキング等の来街者の対応でございます。

最後の5点めが、文化財グッズの開発でございます。概要といたしましては、本市の文化財、様々ございますけれどもこれらを活用した文化財グッズを今年度開発してまいりたいと考えております。事業のねらいとしましては、本市の文化財の啓発及びシティプロモーションの効果を期待しております。

田中図書館長

図書館から続きまして、2点です。

まず学校図書館支援事務ですが、子ども読書活動推進計画の重点施策であり、就学後の子どもたちに対する学校図書館における取組でございますが、それに係る学校図書館支援につきまして、小中学校における読書習慣の定着をねらいとし、市立図書館から学校の図書室へ職員を派遣し、学校図書館の利用活性化を図る取組を継続及び注力してまいります。

もう1点、乳幼児サービスの推進ですが、子ども読書活動の推進として、乳幼児からの読書、本に親しむ習慣の定着をねらいとし、同じく子ども読書活動推進計画の重点施策である、就学前の子どもたちに対する家庭での読み聞かせの普及を図ることを趣旨に、ブックスタートの他、各種乳幼児サービ

(田中図書館長)	スを年間を通して、偏りなく実施してまいる予定でございます。
木村教育長	報告のありました内容につきましては、しっかりと事務局として進めさせていただきますので、よろしくお願いします。 それではその他もう一件、令和８年度における計画の策定、改訂について、事務局から報告をお願いします。
西尾地域協働部長	昨年度に、社会教育部のほとんどが市長部局へ移りまして、今、地域協働部として、運営を行っております。社会教育部から地域協働部の方に移りました事業について、計画を独自でつくるといことで今動いております。内容につきましては、昨年つくりました教育振興基本計画のなかの、第４章のところにですね、豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援等々があるんですけども、そういう内容とその精神を受け継ぎ、そこへ市長の思いなどを加えた生涯学習推進基本計画というのを作ろうといことで今動き出しているところでございます。そちらの方につきましては、まだちょっと詳細についてはまだ詰めておりませんが、その中にですね、個別にスポーツの推進計画とか文化芸術振興計画など関連する計画がたくさん下にぶら下がっております。先ほど説明がありました文化財の地域計画とか関連してくるところでございしますので、下位計画との関連についてもちょっと見直しをしていこうといところで現在準備をしているところでございます。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	教育振興基本計画の改定についてでございます。昨年度は新たに策定された教育大綱との整合、共有を図るとともに、基本方針等について、国や大阪府の計画を踏まえ、より時代に即した内容となるよう、本計画を改定したところでございます。本年度は社会教育分野の市長部局への移管に伴い、先ほど地域協働部長から説明がありましてとおり、市長部局において、関連計画が策定、改訂されることから、それらを踏まえて、この振興計画についても、見直していく予定でございます。また進捗等、議論いただく場面があるかなと思いますのでよろしくお願いいたします。
木村教育長	それではその他、事務局から何かあるでしょうか。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	昨年度事業について２点、ご報告いたします。 市立くすのき小学校の境界確認業務の経過報告についてのご報告でございます。 今後の学校整備に向けて、敷地の情報を正確に把握する必要があることから、くすのき小学校敷地の境界確認業務を委託いたしました。当該地域は国土調査の実施区域となり、過去に隣地との境界は確定しておりますので、隣地との立ち会いであったり、交渉等は発生しませんでした。当時のポイン

(浅倉学校教育部 副参事兼教育総務 課長)	トをもとに測量を行い、敷地の面積を確認しました。 結果といたしましては、敷地面積は1万5435平方メートルと確認しております。確認の結果、個別施設計画、公共施設等の計画に記載している面積と差がありましたので、今後、計画改定の際に敷地面積を更新していきたいと考えております。 続きまして、四條畷小学校及び四條畷中学校整備に係る耐力度調査業務の結果についてご報告させていただきます。 建物の状況を確認し、今後の学校施設整備に活用するため、昨年度に耐力度調査を実施いたしました。調査対象は四條畷小学校及び四條畷中学校の中で、築40年以上経過している建物で校舎と体育館を調査いたしました。 調査方法といたしましては、既存の耐震診断結果をもとに構造耐力の調査とあわせて、現地調査を実施しました。具体的には、鉄筋腐食度、鉄筋かぶり厚さ調査、コンクリート中性化試験、躯体の状態調査、不同沈下量測定等を行っています。なお、現地調査は児童の安全確保や学校運営の影響を考慮し、夏休み期間を利用して実施しております。 調査結果につきましては、構造耐力、健全度、立地条件の3つの観点から評価され、結果は資料に記載のとおりでございます。全体的には築年数に対して概ね良好な結果が出たものと考えていますが、四條畷小学校の体育館については、他の建築物よりも点数が低い結果となりました。その原因は他の施設に比べて体育館の劣化が進行しているというのではなく、耐力度調査のルール上、四條畷小学校の体育館の構造が減点対象になってしまうことが主な理由と考えています。なお、本校の体育館については、耐震補強及び耐震診断が済んでおり、安全性を確認していることから、今回の耐力度調査の結果をもって、体育館の危険性が高いということではないと実施事業者や学識にも確認しております。 今後につきましては、今年度、四條畷小学校及び四條畷中学校は施設の長寿命化に向けた整備基本方針を策定する予定でございます。先日、整備基本計画策定事業者が決定しましたので、今後の検討過程で、今回の調査結果を踏まえ、整備内容を検討していきたいと考えております。
木村教育長	それではその他、事務局から何かあるでしょうか。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	令和8年度全国学力学習状況の情報の実施についてご報告いたします。 中学校におきましては、4月21日火曜日から4月23日木曜日の3日間で、3中学校の英語3技能のCBT調査が実施されます。なお、先日実施されました学校におきましては、今の段階において大きなトラブルもなく実施ができております。 小学校におきましては、児童質問紙調査がCBTとなることから、4月24日金曜日を皮切りに、5月1日の金曜日まで実施日が設定されています。

(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)	引き続き円滑に実施できるよう、実施する際はＩＣＴ支援員等、事務局で待機の上、いかなる状況においても実施できるよう、支援していきたいと思っています。なお、紙のテストにおきましては４月２３日を予定されております。
木村教育長	委員の皆様、会議の途中でございますが正午となりましたので、暫時休憩とさせていただきます、午後１時から予定している総合教育会議が終了後、会議を再開したく思っておりますが、異議ございませんでしょうか。
(木村教育長)	(「異議なし」の声)
	では暫時休憩いたします。
	(暫時休憩)
木村教育長	休憩を解きまして、会議を再開します。 それでは、会議冒頭に秘密会としておりました議案第１４号 いじめ重大事態に関するとりまとめについて及び報告第１１号 いじめ重大事態についてを議題といたし、これより秘密会といたします。
	(秘密会)
木村教育長	ただいまから、会議を公開します。 議案第１４号 いじめ重大事態に関するとりまとめについては可決しました。 他にございますか。
	(「なし」の声)
木村教育長	それでは、本日予定の案件については、すべて終了いたしました。これをもって、定例会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和８年７月８日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会委員 尾崎 靖二